ある個人が所得税法第二十四条第一項に規定する剰余金の配当又は金銭の分配として交付を受けたものとみなされる金額を含む。）に、「投資信託及び投資法人に関する法律（以下この条において「投資法人法」という。）第二条第十六項に規定する投資主（第五項及び第七項において「投資主」という。）」を「投資主」に改め、同条第七項中「第百三十七条第一項の規定による金銭の分配の額（みなし配当等の額」を「第百三十七条の金銭の分配の額（みなし配当等の額（法人税法第二十三条第一項第二号に規定する出資等減少分配に係る部分の金額を除く。）」に改め、同項第一号中「第百三十七条第一項の規定による」を「第百三十七条の」に改め、同条第十一項を次のように改める。

11　投資法人に対する法人税法施行令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第八条第一項第十七号イ	前事業年度	資本金等の額又は利益積立金額（第九条第一項第一号に掲げる金額を除く。）
	前々事業年度	資本金等の額
第九条第一項第八号	金額を除く。）	金額を除く。）から当該合計額のうち租税特別措置法第六十七条の十五第一項（投資法人に係る課税の特例）の規定により所得の金額の計算上損金の額に算入される金額を控除した金額
第九条第一項第十二号及び第十三号	の金額	の金額（当該金額のうち租税特別措置法第六十七条の十五第一項の規定により所得の金額の計算上損金の額に算入される金額を除く。）

第三十九条の三十二の三第十五項中「第六十七条の十五第五項」を「第六十七条の十五第四項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項中「第六十七条の十五第四項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第六十七条の十五第五項」を「第六十七条の十五第四項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項の次に次の一項を加える。

12　個人又は法人が投資口を有する場合における所得税法施行令及び法人税法施行令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

所得税法施行令第六十一条第二項第四号イ	前事業年度	前々事業年度
	資本金等の額又は利益積立金額（法人税法施行令第九条第一項第一号に掲げる金額を除く。）	資本金等の額
法人税法施行令第二十二条第二項	を除く	及び投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項（定義）に規定する投資口を除く
法人税法施行令第二十二条第三項	を除く	並びに投資法人を除く
法人税法施行令第二十三条第一項第四号イ	前事業年度	前々事業年度
	資本金等の額又は利益積立金額（第九条第一項第一号に掲げる金額を除く。）	資本金等の額

第三十九条の三十三第一項中「第百四十五条第一項において準用する同法第七十四条第一項」を「第百四十四条の六第一項」に改め、同条第三項中「国内において」を「恒久的施設を通じて」に、「すべて」を「全て」に改める。

第三十九条の三十三の二の見出し中「恒久的施設を有しない」を削り、同条第一項中「法人税法第百四十一条第四号に掲げる外国法人（以下この条において「国内に恒久的施設を有しない外国法人」という。）」を「外国法人」に、「国内に恒久的施設を有しない外国法人が」を「外国法人が」に、「第百八十七条第六項各号」を「第百七十八条第六項各号」に改め、同項第三号中「国内に恒久的施設を有しない」を削り、「第百八十七条第一項第三号ロ」を「第百七十八条第一項第四号ロ」に改め、同条第二項及び第三項中「国内に恒久的施設を有しない」を削り、同条第四項中「国内に恒久的施設を有しない」を削り、「第百四十五条第一項において準用する同法第七十四条第一項」を「第百四十四条の六第一項又は第二項」に改める。

第三十九条の三十三の三第一項及び第二項中「第七項」を「第八項」に改め、同条第七項を同条第八項とし、同条第四項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三項中「第六項及び第七項」を「第七項及び第八項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　法第六十七条の十七第四項に規定する政令で定める償還差益は、恒久的施設を有する外国法人の発行する割引債（同項に規定する割引債をいう。第一号において同じ。）の償還差益（同項に規定する償還差益をいう。以下この項において同じ。）のうち、当該償還差益の金額に同号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額に相当するものとする。

一　当該割引債の社債発行差金（第二十六条の九の二第一項第一号イに規定する社債発行差金をいう。）

二　前号に掲げる金額のうち当該外国法人の恒久的施設を通じて行う事業に係る部分の金額

第三十九条の三十四の三第一項、第二項及び第四項中「すべて」を「全て」に改め、同条第五項第二号を次のように改める。

二　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める外国法人

イ　法第六十八条の二の三第一項から第四項までの合併、分割、株式交換又は現物出資（以下この号及び第七項第三号において「合併等」という。）が行われる日を含む事業年度開始の日前二年以内に開始した各事業年度（以下この号及び第七項第三号において「前二年内事業年度」という。）がある外国法人の場合　前二年内事業年度のうちいずれかの事業年度において、その事業年度の所得に対して課される租税の額が当該所得の金額の百分の二十未満であつた外国法人

ロ　前二年内事業年度がない外国法人の場合　合併等が行われる日を含む事業年度において、その行うこととされている主たる事業に係る収入金額（当該収入金額がその本店又は主たる事務所の所在する国又は地域（以下この号並びに第七項第二号及び第三号において「本店所在地国」という。）の外国法人税（法人税法第六十九条第一項に規定する外国法人税をいう。以下この号において同じ。）に関する法令（当該外国法人税に関する法令が二以上ある場合には、そのうち主たる外国法人税に関する法令）により外国法人税の課税標準に含まれないこととされる同法第二十三条第一項第一号又は第二号に掲げる金額（同法第二十四条第一項の規定の例によるものとした場合にこれらの号に掲げる金額とみなされる金額に相当する金額を含む。）である場合には、当該収入金額以外の収入金額）から所得が生じたとした場合にその所得に対して適用されるその本店所在地国の外国法人税の税率が百分の二十未満である外国法人

第三十九条の三十四の三第六項中「、外国法人が前項第二号」を「外国法人が前項第二号イ」に改め、「ついて」の下に「、同条第二項第三号の規定は外国法人が前項第二号ロの外国法人に該当するかどうかの判定について、それぞれ」を加え、同条第七項中「すべて」を「全て」に改め、同項第二号中「本店又は主たる事務所の所在する国又は地域」を「本店所在地国」に改め、同項第三号中「法第六十八条の二の三第一項から第四項までの合併、分割、株式交換又は現物出資が行われる日を含むその外国法人の事業年度開始の日前二年以内に開始した各事業年度（以下この号において